

ようやく秋らしい気候になったことに加え全国旅行支援も始まって、久しぶりに活気が戻ってきたように感じます。運動会や文化祭など子供たちの楽しそうな声を聞いているとこちらも元氣をもらえます。今月も張り切ってお伝えします。

《助成金申請について》

コロナ禍になって1番に申請が増えた助成金が「雇用調整助成金」です。以前からある助成金で、本来は休業の計画を事前に提出して申請するものですが、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大のため計画書がなくても申請でき、また遡っての申請も可能とする、まさに緊急対応型のものになりました。そのため膨大な数の申請がなされ、又入金も割とスムーズだったようです。しかし、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてくると出てくるのが不正受給のニュースです。支給決定されてから5年が経過すると時効が成立するため5年経過するまでの3~4年目頃に調査が入ることが多いようです。今回は多くの事業所が対象となるので、ある程度は絞り込みをしていると思われませんがその中でも下記のような事業所は調査対象になりやすいといわれています。

- ① 審査の際にすでに担当者が疑義を感じていた事業所
- ② 教育訓練分を加算している事業所
- ③ 雇用調整をしているにもかかわらず求人を出している事業所

うちの会社は不正受給とは関係ない！という事業所様がほとんどだと思います。しかし問題のない事業所へも調査が入ることはあります。証拠隠滅、口裏合わせ防止の観点から事前予告なしでの調査です。その時慌てないためにも提出した書類一式はすぐに提示できるように保管しておきましょう。

また雇用調整助成金に限らず、最近の申請においては今まで指摘のなかったことに対して改善を求められることがあります。例えば賃金台帳の時間外手当に関して、通常の残業と深夜残業、休日残業にきちんと分けて記載すること、また出勤簿やタイムカードにもそれらの時間を記載すること。当たり前と言ったら当たり前のことなのですが賃金台帳と出勤簿は必ず整合性チェックがあります。そして助成金は書式の変更、要件の変更もたびたびあります。必ず最新の情報での申請が大切です。また割り当てられる予算が決まっている助成金は予算がなくなってしまうと打ち切りになるので早めに申請することが必要です。

《マイナンバーカードについて》

マイナンバーカードが健康保険者証と利用できることを令和2年8月号で初めてお伝えし、その後のびのびになっていきましたがついには2024年度秋に健康保険証と一体化されることが決まりました。初めてお伝えした当初は医療機関でも使えないところがほとんどでしたが、最近受診した病院

では受付にカードリーダーがあり少しずつ広がってきたように思います。しかし、先日の報道によるとマイナンバーカードの所有率はようやく50%を超えたとか…。連日TVでマイナンバーカードやマイナポイントのCMが流れているのに6年経ってやっとかという感じです。私の周りでも、作成が面倒、個人情報漏洩が怖い、必要ないという人も多いです。しかし2024年秋にはマイナンバーカードが健康保険証となるわけですからいつまでも後回しにはできませんね。マイナンバーカードがあることにより、マイナポータル(行政が運営するオンライン情報窓口)が活用できます。ログインすると診療薬剤情報、医療費の閲覧、確定申告の医療費控除が簡単にできます。またマイナンバーをハローワークに届け出ている場合(現在、資格取得時に登録することになっています)ログイン後「私の情報」から検索することによって雇用保険資格・給付情報、被保険者番号の確認などができます。令和4年10月から段階的に失業給付を受ける際に必要な受給資格者証の代替として活用できるようにするようです。これからもいろいろな場面での活用が期待されると思います。申請手続きは役所で専門の方がとても丁寧に教えてくれます。(マイナポイントの申請も教えてくれます)出来上がったマイナンバーカードは必ず本人が受け取りに行かなくてはなりません。そこは少し面倒ですが大切なものなので仕方ありませんね。今ならまだマイナポイントの付与も行われているのでこの機会に申請してみてくださいはいかがでしょうか？

* 10月から雇用保険料率に変更されています。旧の保険料率になっていませんか？今一度お確かめください。

★ ★

今月も最後までお読みいただきありがとうございました

★ ★

《お問合せ先》

原 労 務 管 理 事 務 所

社会保険労務士 原 智子

東京都江戸川区西篠崎2-7-32

TEL:03-3679-6713

E-mail satori-h@zpost.plala.or.jp